

筑紫野市告示第64号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次のように変更し、同法第3条第3項の規定に基づき、この告示の日から施行する。

平成30年3月28日

筑紫野市長 藤田 陽



指定地域

区域の区分	用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	工業地域、工業専用地域

※ 上記の用途地域に該当しない区域については、市内全域を第2種区域とする。